

職務著作について学んできた Season-1 も、あっという間に最終回！
今回は、著作権者は著作物を創作したときにどんな権利を有するかについて考えてみましょう。
読者の皆さんは「著作権」といった場合、著作権のどの部分を差しているのか、その権利の種類やレベルを認識できているでしょうか？



不安な方は、
7～8月号で復
習しましょう。

なかがわ

な) さて、チョッキーはこれまでの講義で、誰が著作権となるかということが理解できたかな？

ち) 原則は著作物を創作した自然人が著作権者、唯一の例外は職務著作である場合の使用者。法人を含むってことですよ。

な) そのとおり。いたってシンプルだよな？

ち) う～ん……。でも、誰が著作権なのかを認定するときは注意が必要だってことは分かったヨ。

著作権は奥が
深いねえ……。



チョッキー

1. 著作権のレベルってナニ？

な) それでは、早速今月のテーマにいきましょう！
チョッキーは、著作権はどのような権利を有するか分かる？

ち) わっ、センス、ボクをバカにしてるの！？ 著作権者は著作権を有するに決まってるじゃん！

な) ははは。じゃあ聞くけど、チョッキーが言う「著作権」ってどのレベルの著作権？

ち) え？ レベル！？ 著作権にレベルがあるの？ ボクの持っている著作権は電気タイプで50レベとか、私の著作権は草タイプの70レベで「波乗り」を覚えているわヨとか言うわけ？

な) あのねえ、ポケモンじゃないんだから……。

ち) 特許法で「特許権」といえば特許権だし、商標法で「商標権」といえば商標権でしょ。「著作権」に種類があるなんておかしいよ。

な) 著作権法には複数の権利が出てくるんだ。著作権法の中で「著作権」といえば1つの権利のことを差しているんだけど、社会的には他の権利とゴッチャに使われてしまっている。だから、ちゃんと意識して使わないと、どの権利のことなのか分からなくなってしまうんだよ。

ち) 複数の権利があるの？ 著作権法に？ う～ん、よく分からないな。

な) 著作権法には次の4つの権利が規定されているんだよ。次のページで確認しておこう。

本稿は著作権フリーです。
発明協会の会員の方は、以下のHPからダウンロードできます。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

著作権法で規定している権利

レベル1	レベル2	レベル3
①著作者人格権 (18～20条)	広義の著作権	超広義の著作権
②著作権 (21～28条)		
③著作隣接権 (90～100条の5)	広義の著作隣接権	
④実演家人格権 (90条の2、90条の3)		

チ) 4つの権利と3つのレベルがあるってこと？

な) そのとおり！ 著作権法上では、「著作権」といったら著作権の財産的な権利である複製権などを指します。下記の定義で確認しよう。



著作権法上の「著作権」の定義

第17条 (著作者の権利)

1項 著作者は、次条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

チ) へえ、そうなんだ。でもさ、みんな「著作権」といったとき、財産的な権利だけを差しているかなあ……。

な) そうだね。例えば、「著作権譲渡契約」というタイトルが付いた契約書があったとして、「著作者人格権」の取り決めがない契約書は考えられないし、最高裁ホームページ*の判例検索画面で、権利種別を「著作権」にチェックして検索すれば、当然「著作隣接権」の判決例もヒットするしね。前者の場合は、広義の著作権の意味だし、後者の場合は超広義の著作権の意味で使われているのが分かるよね。

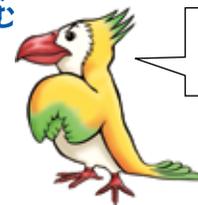
※最高裁判所ホームページ
http: <http://www.courts.go.jp/>

チ) う～ん、ややこしい～。でも、渡り鳥の友達に「来年の秋、東京で会おう」って言われた時、「東京駅」なのか「東京23区」なのか、「東京都のどこか」なのかが分からないっていうことはあったなあ……。

な) まあ、そんなところかな (笑)。

このセミナーでは、著作権法上の定義に従って、「著作権」といったら著作権法21～28条の財産的な権利を指すという約束にしよう。

うーむ



チ) は～い。

な) じゃあ、最初の質問に戻ろう。著作者が著作物を創作したときに有する権利は何でしょう？

チ) ハイッ！ 著作者人格権と著作権の2つ！ 著作隣接権と実演家人格権は違うって言いたいんでしょ。

な) 正解！ 著作隣接権と実演家人格権は「伝達者の権利」ともいわれ、著作者が有する権利ではないんだ。著作隣接権については、いずれ説明しよう。

2. 原作品の所有権ってナニ？

な) チョッキー、実は著作物を創作したときに、著作者はもう一つ別の権利を有するんだけど、それが何か思いつくかな？

ち) えーっと……。著作権法の電子データを「権」でザッと検索してみたけど、著作権と著作者人格権以外にそれらしいものはなかったヨ。

な) じゃあ、先月号のクイズを覚えているかな？

ある美術館が著作権の存続している画家αさん作の絵画Aを1億円で購入しました。この美術館は、絵画Aの著作者に無断で絵画Aを絵葉書にして自分のミュージアムショップで販売することができるのでしょうか？

ち) うーん……。美術館は絵画Aの正当な所有者なんだから、どのようにも処分できるワケだよ。1億円も払っているんだし。販売できる！

な) 不正解！ では、もう1問。出版社Xが画家αさんの画集を出版したときに、この美術館に無断で絵画Aも掲載しました。絵画Aの正当な所有者である美術館は、出版社Xに対して権利侵害を主張できると思う？

ち) そんなことをされたら、美術館は頭にくると思うんだけど……。だから、何らかの権利侵害を主張できるんじゃないかな？

な) 残念～！ それも間違い（苦笑）。

ち) キーッ！ どうして！？ そんなの納得いかないヨ！

な) チョッキーの気持ちは分かるんだけど、絵画Aの原作品の所有権と、絵画Aの著作物としての著作権は全く別物なんだ。両者を区別しないと混乱しちゃう。両者の関係を明確に示した最高裁判決があるんだよ。

ぐすん……

2問ともハズレたよお……。



事例

「顔真卿自書建中告身帖事件」(最判 S59.1.20)

本事件では、美術の著作物の原作品に関し、その所有権と著作権との関係が判示された。最高裁判所は、「美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではない。(中略) 第三者が有体物としての美術の著作物の原作品に対する排他的支配権能をおかすことなく原作品の著作物の面を利用したとしても、右行為は、原作品の所有権を侵害するものではないというべきである」と判示している。

ち) 著作権のほかに著作物の原作品の所有権を別に考えればいいってこと？

な) そうそう。だから、著作者は、著作権と著作者人格権のほかに、原作品の所有権を有する、というのがさっきの問題の答えだよ。

ち) 著作物の所有権と著作権の両方を購入したってことなんじゃないの？

な) その解釈は成り立たないよ。だって、著作者の譲渡の意思表示が明確でないし、そもそも、著作者は著作権をあげてもいいなんて思っていないもの。



チ) だけど、著作者人格権の一つに「公表権」があるし、著作権の中にも「展示権」というのが書いてあるよ。美術館は絵画Aの所有者になったのに展示できないじゃん！ それじゃあ、1億円出した意味ないし……。

な) おおっ？ チョッキーってさ、時々スルドイよねー。

チ) 時々じゃなくて、いつもスルドイゾ！

な) ごめん、ごめん (笑)。まさに、チョッキーのツッコミのとおり。この原則だと、著作権に影響されて、所有者の行動が必要以上に制限されてしまうね。でも、著作権法はよくできていて、公表権については美術品の原作品を譲渡した場合は、原作品による展示の方法で公衆に提示する限り、著作者が公表に同意したとする推定規定があるし (18条2項2号)、原作品の所有者は、美術品の著作物をその原作品により公に展示することができるという権利調整規定を設けているんだよ (45条1項)。つまり、著作権法は美術の原作品の所有権とその著作権との調整をしているわけだね。

チ) なんだか複雑だねえ。

な) でも、著作権法って精密機械のようで面白いと思わない？ 著作権法は特許法や商標法のように人工的なルールを作っていく法律ではなく、社会常識の考え方を交通整理していく法律だから、どうしても複雑になっちゃう。だけど、よくできている法律だよ。Let's enjoy 著作権法！
じゃあ、最後に著作者が有する権利についてまとめるよ。

ガーン！



1億円も出したのにムダってこと！？

来年1月号でお会いしましょう！



重点

著作者が有する権利のポイント

- ① 一般に「著作権」といった場合、3段階レベルの著作権がある。
- ② 著作権法には4種類の権利が規定されており、著作権法上の定義では「著作権」といえば、そのうち複製権などの財産的な権利のみを指す。
- ③ 著作者が美術の著作物を創作したときに有する権利は、著作者人格権、著作権、そして原作品の所有権の3つで、それぞれ独立した権利である。
- ④ 著作権法は、美術の原作品の所有権と著作者人格権、著作権との調整規定をおいている。

Season-2では……

著作者人格権 について学習します。



それでは、クイズです。
別れた彼女に、昔送ったラブレターをHP上で公開されてしまいました。やめてほしいが、ラブレターの所有権は彼女にあり、公表権についての同意推定規定が働くため文句は言えない……！？
さて、答えは○？ それとも×？



ボクの彼女は大丈夫かなあ……。

※解答は p.79



著者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp